

資金決済法に基づく利用者保護措置について

資金決済に関する法律第 13 条第 3 項及び前払式支払手段に関する内閣府令第 23 条の 2 に基づき、以下の情報を提供いたします。

1. 資金決済に関する法律第 14 条第 1 項の趣旨

利用者保護のため、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

2. 資金決済に関する法律第 31 条第 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合は、前払式支払手段の保有者は、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

3. 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は、金銭による供託です。

4. 発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

利用者がカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに、おおよそ 5 日程度を要することを利用者は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に電子マネー残高が第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。